

# 大槌町住民説明会 Q & A 集

平成 24 年 3 月 17 日～21 日実施分

## 1. 開催概要及び参加数

月日	時間	対象地域（在住）	会場名	参加者数（名）
3月17日（土）	10:00～11:30	安渡地区	安渡小学校体育館	169
	14:00～15:30	源水、沢山、大ケ口、 迫又、柁内地区	大ケ口多目的集会所	108
	18:00～19:30	桜木町、花輪田地区	桜木町福社会館	80
3月18日（日）	10:00～11:30	浪板地区	浪板交流センター	27
	14:00～15:30	赤浜地区	赤浜小学校体育館	61
	18:00～19:30	吉里吉里地区	吉里吉里中学校体育館	144
3月19日（月）	10:00～11:30	（紫波町在住）	紫波町総合体育館	14
	13:30～15:30	（盛岡市在住）	盛岡市勤労福社会館	90
3月20日（火）	9:00～10:30	大町、新町地区	城山公園体育館	170
	11:00～12:30	栄町、須賀町地区		151
	13:30～15:00	上町、本町、末広町 地区		200
	15:30～17:00	小枕、伸松地区		48
3月21日（水）	10:30～12:00	（花巻市在住）	花巻市交流会館	50
	14:00～16:00	（北上市在住）	復興ステーション	34
	18:00～19:30	（遠野市在住）	遠野市民センター	46
合計				1,392

## 2. 次第（全会場共通）

1. 開会
2. あいさつ
3. 大槌町土地利用計画（案）の説明  
※ 配布資料及びスライドでの説明
4. 復興事業（住宅再建）の制度紹介  
※ 配布資料及びスライドでの説明
5. 意見交換
6. その他  
※ いわてデジタルエンジニア育成センター作成の土地利用3Dイメージ映像の閲覧
7. 閉会

## 3. 配布資料（全会場共通）

- 次第
- ご質問・ご意見記入用紙
- 大槌町土地利用計画（案）
- 復興事業（住宅再建）の制度紹介

### 3. Q & A

#### (1) 安渡地区

- Q. 震災前は港町に住んでいた。土地利用計画案を見ると、移転促進区域の青のラインの外に自分の土地がある。自分の土地は移転促進地域となるのか。
- A. 新港町と港町は、全ての土地が移転促進地域となる。図面を精査していきたい。
- Q. まず始めに災害公営住宅に入り、その後、高台の住宅地の造成が完了してから、高台に住宅を再建させることはできるのか。
- A. 災害公営住宅と高台移転の事業は、どちらも国の支援で行うものである。町民のみなさんには、どちらかの居住方法を選択して頂くことになる。
- Q. 配布された資料を見ても、自分の土地が防災集団移転促進事業の移転促進区域なのか、土地地区画整理事業の区域なのかわからない。
- A. 現在の図面は、あくまでシミュレーション上の想定区域である。これから、町民のみなさん1軒ずつ個別に協議していくことになる。
- Q. 協議を始める場合、どのように町民に知らせるのか。
- A. 町から町民のみなさんに手紙や文書でお伝えしたい。住宅が被災し、仮設住宅等に入居されている方も町や県が登録しているデータから現在の住所を調べて、お伝えしたい。
- Q. 現在仮設住宅で生活している。高台の住宅地が造成されるまで、仮設住宅に居住し続けることは可能なのか。
- A. 高台住宅地の造成が完了するまで、仮設住宅に居住し続けることは可能である。
- Q. 現在、津波被害に遭った家屋を改修工事中である。この場合は、移転の対象になるのか。工事を始めているので、早期の事業決定を行ってほしい。
- A. 移転促進地域ならば、移転の対象となる。4月に入ってから、地権者との具体的な交渉に入っていくことになる。その中で、移転対象者の詳細が固まってくると考える。
- Q. 昨年の東日本大震災時は、山田町に住んでいた。安渡にも土地を持っているが、その場合は土地の扱いはどうなるのか。
- A. 基本的には、東日本大震災時に居住していた市町村の事業に従うこととなる。質問者様の場合は、山田町の事業に従うことになる。安渡にある土地はその上で、扱いを決めていくことになる。
- このように、町民のみなさん一人一人が事情が違ってくるのが想定される。町民のみなさんと協議を重ねると共に、国とも調整を図って、土地の取り扱いを決めていきたい。

Q. 現在、安渡地域のコミュニティはバラバラになっている。安渡地域では、地域のみなさんと一緒に高台に住むことを考えている。そのための地域住民では、新しい町内会を作ることも考えている。安渡の復興計画は、町が単独で行うものではなく、地域住民と十分に協議を重ねて決定してほしい。

→A. 町民のみなさんと協議を重ねて、土地利用の計画を詰めていきたいと考えている。

Q. 高台移転をする場合、安渡に住んでいた人は他の地域に住むことはできないのか。例えば、安渡に住んでいた人が赤浜や吉里吉里の高台の宅地に住むことはできないのか。

→A. 必ずしも震災前に住んでいた地域内での高台移転をすることにはならない。町が示す高台移転候補地ならば、基本的にはどこに住んでもかわないことになる。町としては、高台移転をする場合もコミュニティや地域の絆を大切にしたいものにしてほしいと考えている。

Q. 災害公営住宅についてであるが、震災前の居住地に関わらず、町内のあらゆる場所に建設される公営住宅に入居することができるのか。

→A. 出来るだけコミュニティを大切にしたいと考えているので、被災前の居住地の近くの災害公営住宅に入居して頂くことを考えている。しかし、全ての町民のみなさんの希望通りに居住が出来ることは難しい可能性もある。

Q. 災害公営住宅についても、高台の新しい居住地についても地域のコミュニティがなければ、地域の運営は難しいと考える。現在、釜石市の仮設住宅に住んでいるが、様々な地域の人々が住んでいてコミュニティの形成ができていない。このようなことは無いようにしたい。

→A. 了解した。

Q. 本日示された資料では、高台移転の場合、最短でも平成 25 年～26 年からの居住となっている。安渡地域に限らず大槌町は高齢化が進んでいる。早く安心して生活することができるように早期の整備を行ってほしい。

→A. 了解した。

## ●ご質問・ご意見

### ● 安渡再生について（要望）

- ①高台移転
- ②防潮林の再生
- ③T. P. 14.5m の防潮堤はいらぬ
- ④住宅の早期建設（公営住宅など）
- ⑤昔の海の戻す

以上の事項を要望する

(          様、北小仮設店舗居酒屋          店主 ※要望書として持参)

- 自分の土地が、区画整理内なのか移転地域なのかはっきりしないので、お知らせください。  
( 様、被災前 →被災後 )

- 土地の買い取りは可能との事であるが、連絡をつける体制を組んでほしい。パソコン・インターネット等の紹介だけでは無理がある。
- 安渡の細部の区域別、例えば1丁目、2丁目、3丁目とかもっと細かく住民の意見を聞くか、同地域の方が顔を合わせることができるような機会をつくって意見を聞くべきである。  
( 様

、震災前 →震災後  
)

## (2) 源水、沢山、大ケ口、迫又、柁内地区

- Q. 災害公営住宅のイメージ図についてであるが、3階建の長屋タイプとなっている。高齢者が多い大槌町においては、階層が高い住宅であると、階段を上り下りすることが大変である。高齢者に対しては、1階の住宅を用意することを検討してほしい。
- A. 現在、様々なタイプの災害公営住宅を検討している。その中で、階層が高い住宅については、エレベーター付きのものも検討している。
- Q. 沢山のみどり幼稚園から大槌川までの間の土地の嵩上げは行うのか。
- A. 想定される事業としては、土地区画整理事業となる。土地区画整理事業では、土地の嵩上げを行うことができる。今後、嵩上げの必要性を検討していきたい。
- Q. 沢山地区の側溝に瓦礫や汚泥が溜まっている所がある。撤去・整備の予定はあるのか。
- A. 瓦礫や汚泥の撤去は、早期の住環境改善のための災害復旧の事業であると考えている。担当は地域整備課である。要望として伝えたい。また、このような話があれば、地域整備課に伝えてほしい。
- Q. 生命と財産を守るとあるが、防潮堤や盛土だけでは、大きな津波が襲来した時に守りきれないのではないか。避難の方法も同時に考えていかなければいけない。
- A. 避難路・避難道・避難場所等については、防災計画で検討をしていくことになる。町の考え方としては、今回説明する土地利用の方針が決まってから、防災計画をつくっていくことになる。また、桜木町では地域住民独自に避難計画を策定することを検討しているようである。今後、住民のみなさんと議論して防災計画をつくっていきたい。
- Q. 町方の復興計画の図面を見ると、JR山田線の山側と海側で、盛土などの土地利用が違うようになっている。JR山田線の存続の問題もあるので、その根拠を教えてください。
- A. 町の考えとしては、JR山田線の存続にかかわらず、このラインより山側の盛土を行うことで町方の浸水を免れると考えている。
- Q. 沢山・源水・大ケ口の復興計画の図面を見ると、大ケ口のあたりで、大槌川の河川堤防の嵩上げが切れている所がある。東日本大震災では、大ケ口の町営住宅への浸水が大きかった。河川堤防の嵩上げを要望したい。
- A. 町管理の河川については、堤防嵩上げの検討を進めていきたい。
- Q. 沢山の国道45号線の嵩上げの陳情は行っているのか。
- A. 沢山近くの国道45号線については、14.5mの防潮堤を整備すると、シミュレーション上では浸水しないことになる。浸水しないと考えると、国道の嵩上げは二重投資になるという考えがある。陳情は行ったが、国からはこのような回答であった。

Q. 土地区画整理事業は、何年で事業が完了するのか。沢山地区では、早急に住宅を建てたい人と区画整理を待ってから住宅を建てたい人が半々の印象を受けている。住宅再建の目安となると思う。

→A. 土地区画整理事業は、平成 26 年 12 月から住宅再建可能となる。

Q. 文教ゾーンについてであるが、小中一貫校と高校が併設されると、グラウンドが広大となって土埃が巻き起こり、近隣の住宅の環境悪化につながるのではないかと。分散することも検討してほしい。また、この大槌高校の近くではなく、もっと建設に適した土地もある（例えば字新山）。検討をしてほしい。

→A. 担当の教育委員会に意見を伝えたいと思う。

Q. 昨年の 10 月～12 月までの協議会では、減災に重点を置いたまちづくりの意見もあった。防潮堤や盛土に頼らない復興もあるのではないかと。若い世代から意見を聞くことも検討してほしい。

→A. この計画が最終決定ではない。これからみなさんの意見を聞いて、計画づくりを進めていきたい。

## ●ご質問・ご意見

● 文教ゾーンに当たる宅地についてどうなのか。はっきりしてもらわないと次に進めない。生活が考えられないので早めに決めてほしい。

● 大ケ口地区の老人です。津波の被害はありませんが、家族が亡くなりました。残された者が地震の避難指示が出て行く宛もなく、本当に取り残されたと思いました。地域の高い土地に避難する場所あったらと思いました。現実、車もないし若者もないということです。

● 大ケ口住人より  
● 土手の水門、大槌湾の水門など沿革で安全に閉めるようにしてほしい。消防団員などの人命を守ってほしい。  
● 本日の説明会の開催は、昨日友人からの連絡でわかりました。防災無線で連絡すべきでした。  
● 自宅は床下浸水し、フレームがゆがんでヒビが入りましたが、一部損壊で本日聞いた色々な制度が使えないことがわかりました。  
● めげずにがんばってください。みなさん。

● 沢山地区は文教地区である事から、盛土して頂きたい。  
● 特に国道 45 号線の内側は盛土しないと浸水してします。



- 県立大槌病院は浸水外地域へ建てた方が良くと思う。
- 町中心部である必要はないでしょう。大槌町民は誰も望んでいないと思います。

- 沢山地区は文京区域指定になっているので、より安全性を考え盛土をして頂きたい。
- 国道 45 号線の海側の高森団地下側は全壊が多件あります、外内では条件が違います。
- ジョイスに通じる道路を広くしてほしい。

- 国道 45 号線を嵩上げしてほしい。沢山地区の住民を考えると復興方針に掲げているも、国土交通省に働きかけた結果嵩上げしないことになったのか。

- 土地の買い取りと代替地の確保はどのように考えたら良いのでしょうか。買取価格はどうか。
- 住みたい場所に公営住宅を確保できるのか。

### (3) 桜木町、花輪田地区

- Q. 小枕は防潮堤高くしないとのことだが、小枕を越えた津波はどのようなのか。小鎚川に入り、桜木町・花輪田地域に来る心配があるのではないか。
- A. 小枕地区については、住民は高台移転なので心配は無い。また、防潮堤は小枕と伸松のところの山にすり付けるので、小枕で漏れた水が小鎚川を遡ることは無い。
- Q. 電源喪失となった場合、水門の操作はどのように行われるのか。今回、消防団の方が犠牲となっており、人力での操作ということになると心配である。
- A. 県知事も水門の開閉は遠隔操作で行うようにすると言っており、町としても安全性を重視して整備されるよう、県に求めている。
- Q. 瓦礫を片付けた跡に残る基礎の撤去はいつ行われるのか。
- A. 持ち帰り確認してから回答したい。
- Q. 先日の避難指示発令の際の避難でも、小鎚の上の方へ逃げる車が混み合っていた。崖崩れで通行止めの箇所を早急に直して欲しい。
- A. (県答弁) 高清水の崖崩れの箇所は現在急いで工事を行っているが、道路の開放をしたくても、下に民家や仮設住宅もあることからまだできない。6月までに表面から2mくらいの表土を取る工事を進め、10月の台風襲来時までにはグラウンドアンカーを打設して恒久的な安全性を確立し、片側だけでも通れるようにする予定である。工事は順調に進んでいる。
- Q. 桜木町には避難場所が殆どないことから避難場所を確保して欲しい。例えば、児童公園に4階建てくらいの避難ビルを建ててくれれば、ご高齢の方も安心して暮らすことができる。
- A. 皆さんからいただいたご意見を踏まえながら、検討していきたい。
- Q. 防潮堤などの防御施設が被災している中で、避難道路の整備と避難の方法の確立を急いで欲しい。
- A. 地域防災計画の中で一緒に考えていきたい。
- Q. 小鎚線の道路側溝の蓋がフラットでなく、夜間にお年寄りが歩く際に危険である。また、日常的にラジオが入らないことも不安である。
- A. ご要望を伺いながら対処していきたい。
- Q. 小鎚川の堤防の高さはどのようなのか。津波だけでなく、洪水にも危険である。
- A. 県にきちんと申し入れしたい。
- Q. ドーナツ型のまちづくりは良いと思う。三枚田～大ヶ口間の道路はどのようなイメージか。

また、実現性はあるのか。

→A. 地域復興協議会と議会から提案されたトンネルをイメージしている。国からは被災地域と高台移転などのために必要な道路が優先と言われており、現状の制度では厳しい。

Q. 防潮堤と盛土の土はどこから持ってくるのか。

→A. 基本的に山の切土で発生した土と考えているが、今後検討したい。

Q. 具体的に進んでいないことが多いように感じられる。どこから手をつけるのか。

→A. 住宅再建が先となる。町としても体制を強化して事業に取り組む予定である。

Q. 人口流失や人口減、産業の振興などにどのように取り組むのか。最終的なまちの復興の形が見えない。

→A. 水産加工業などの誘致に力を入れ、雇用の創出を行っていききたい。また、観光振興による活性化にも取り組むなど、ビジョンをより具体的にしていきたい。

Q. 桜木町は現時点では海に一番近い居住地となっており、津波に対して大変危険である。早急な整備を望む。

→A. (町長) 堤防が無い今の状態で一番の課題は避難路である。まずは意見を調整して、山へ上がる避難路を次年度中に設計して、設計次第では次年度中に着手したい。4月より、国、県からも職員が入り 200 名体制となることから、事業にスピード感を持ってやっていきたい。

## ●ご質問・ご意見

- 全体的に合意を得るには時間を要す。
- T.P. 14.5mの防潮堤では、赤浜と白石から津波が流入してくるのではないかと。

- 防潮堤完成までの間に次の災害が来るであろう。
- まず簡単に早急に出来ることをしてほしい。小鍬川の川底を低くするだけでもいいですから、早い仕事をしてください。

- 桜木町住民です。
- [REDACTED]
- 復興住宅、公営住宅ができ、仮設の入居している人が安心して住めるまで何年かかるのでしょうか。予定年度が知りたい。
- 基本計画案が具体的に振興できるのがいつ頃になるのか。浸水想定区域外だからということで、計画が絵に描いた餅になるのではという不安があります。必ず実現してほしいものです。

- 先日も地震があり、この場所に避難したのですが、1日も早く避難道と避難場所をつくってください。

- 旧役場について被災遺構として保存願いたい。鎮魂のエリアとして都市計画してください。日本の防災教育として、多くの方が訪れる（防災ツアー）→町の産業とする（当面）。
- 花輪田地区に、避難所（防災タワー）兼公民館の建設を早急にお願いたい。
- J R山田線の東側に第2防潮堤（高さ8 m程度）の建設をお願いたい。
- ラジオ（AM、FM）を早急にどこでも聞くことができるようにしてほしい。
- 防潮堤の高さ T.P. 14.5mに同一にすること。

- 桜木町住民です。
- 第1歩の復興として、人が住める所を早く基礎解体してください。それが復興だと思います。
- 町長お願いします。人口流失させないでください。

- 河川堤防の強化、河川沿いの道路機能の強化、安全な歩行者空間確保をしてほしい。
- 一体どんな案があるのですか、具体策というか考案すらみえません。
- 道路端を広げるために河川側に盛土をするのか、家を買上げる等して広げていくのかなどイメージできるような案示してほしいです。
- 川を掘るという案は何年も前から出ているが、野鳥の会から反対がでているとか（自然を守ることも必要だけれど）、色々な噂を聞きますので早急をお願いします。

- 町民を始め、役場の皆様ご苦労さまです。本日の手間ではございませんが、町方の盛土が決定した場合、土砂の発生箇所として是非河川の川底の土砂を活用して頂きたい。一石二鳥だと思います。

#### (4) 浪板地区

- Q. 高台移転は早急に取り組んでほしい。優先的に取り組む場所を選定して事業を開始しても良いのではないかな。
- A. 高台移転候補地の地権者に対しては、文章で協力要請をしている。また、4月からは町職員を増員して地権者交渉を行う予定となっている。また、事業は地域ごとに協議し、事業化しやすい地域から進めていきたい。
- Q. 浪板地区の防波堤は、現況の T.P. 4.5m で復旧するようであるが、船越湾全体で考えると、浪板地区だけが低くなっており、津波襲来時の危険性が高いのではないかな。国道の嵩上げや浪板川の水門の設置の検討をお願いしたい。
- A. 国道の嵩上げと水門設置は難しいが、J R 山田線に沿った所に道路を新設する計画となっている。この道路が防潮堤の役割を担うものとして整備したい。
- Q. 水門は、町独自で整備してもよいのではないかな。また、浪板には町有地や遊休地が多くある。有効活用を検討してほしい。
- A. 土地の有効活用は今後検討したい。
- Q. 生活の利便性向上と避難のしやすさを考えると、浪板の主要部に 4 m 道路整備が望まれる。町の見解はどうか。
- A. 浪板地区は道路が狭いところが多いため、道路の新設や拡幅を検討している。地権者への個別交渉を通して、検討を進めたい。
- Q. 住宅再建には、二重ローンの問題がある。町では対応を考えているのか。
- A. 利子補給については、家屋購入後に補給される。住宅再建支援機構では、80歳までローンを組むことができる制度がある。また、法テラスという被災者所が役場近くにある。弁護士や司法書士などの専門家が常駐して、被災者支援を行っている。
- Q. 今回初めて防波堤 T.P. 4.5m の津波シミュレーション結果を見た。東日本大震災での津波が襲来した場合、浸水深は大きくなる。もっと早く公表されていれば、防潮堤の高さが変わったのではないかな。
- A. 津波シミュレーションについては、第1回地域復興協議会全体会及び第1回地域別復興協議会で、県が作成した防潮堤 T.P. 14.5m 設定時の結果を公表している。また、第3回目地域別復興協議会では、防波堤 T.P. 4.5m 設定時のシミュレーション結果を公表している。
- Q. 吉里吉里地区や他の船越湾の地区は T.P. 12.8m の防潮堤の中、浪板地区だけ T.P. 4.5m の防波堤では怖い面もある。
- A. 岩手県が船越湾を対象に津波シミュレーションを行った結果を、第3回地域別復興協

議会で公表し、浸水しない高台エリアに住みたいというみなさんの意見から頂き、T.P. 4.5 mの防波堤の高さとした。T.P. 12.8m の防潮堤を建設すると砂浜の再生が難しいのではないかという意見もあった。

また、シミュレーションはあくまでも仮定上のものであるもので、まずは避難することを優先にしたまちづくりを考えていきたい。

Q. 津波シミュレーションは妥当なものなのか。絶対安心と言い切れるのか。

→A. 津波シミュレーションは、岩手県全体で同一の設定条件で実施したものである。浪板地区の防波堤は、他の船越湾の地区の防潮堤よりも低い設定であり、浸水深が大きい。地域復興協議会の意見を踏まえ、浸水区域は居住に適さないということで高台移転とした。他の市町村では浸水深2 mまでは居住を認めることを検討している地区もあるようであるが、大槌町としては原則浸水するところは居住を認めないことで検討をしている。安心安全なまちづくりを目指すための考えである。

Q. 浪板地区に郵便局を再建すること活動をしている。公共下水道の官線が通っていないということで建設の許可が下りていない。対応をお願いしたい。

→A. 浪板地区は漁業集落排水地区なので、簡易トイレで対応可能だと思う。個別に協議したい。

## ●ご質問・ご意見

なし

## (5) 赤浜地区

- Q. 被災した自分の土地や高台移転地の土地の価格がわからない。また、被災した土地の買い取り価格と高台の土地の分譲価格に差が出ないようにしてほしい。
- A. 現在、岩手県が不動産鑑定調査を行っている。3月中に町の主要な土地の価格が公表される。大槌町では15地区で調査を行っている。この県の価格も参考にしながら、4月以降の個別協議を行い、出来るだけ速やかに価格を決めていきたい。高台の宅地も地権者と協議をしていきたい。
- Q. 盛土するエリアと高台移転先エリアの土地の価格を知りたい。公営住宅の家賃と間取りを知りたい。
- A. 盛土するエリアは土地区画整理事業の土地となり、町の買い取りは行わない。
- Q. 土地の買い取りについて、県で不動産鑑定を行っているということであるが、将来的な土地利用方法によって価格が変わってくるのではないかと。町としては赤浜地区ではどのような土地利用方法を検討しているのか。
- A. 復興推進地域は居住は認められないが、産業用地等で使用は可能である。赤浜地区についても、産業用地や公園用地として検討を進めたい。はまゆりの復元も検討したい。
- Q. はまゆりの復元は町で検討しているのか。
- A. その方向で検討を進めている。
- Q. 生活再建支援金の加算金は、どの時期に給付されるのか。
- A. 200万円の加算金については、平成30年4月まで給付が認められている。また、防災集団移転促進事業は、利子補給と引っ越し費用の補助がある。土地区画整理事業は被災した土地に住むことが前提となるので、利子補給と引っ越し費用の補助はない。ただし、現在、岩手県で土地区画整理事業の利子補給についての検討を行っているようである。また、利子補給等の補助メニューについて、4月以降、町の被災者支援室からお知らせすることとなっている。
- Q. 昨年の復興協議会では、吉里吉里方面への吉里吉里釜石線の拡幅が議論として挙がっていた。赤浜と吉里吉里が一体となった観光化を進める上で重要な整備だと思う。町ではどのように考えているのか。
- A. 管理者の県に働きかけていきたい。
- Q. 防災集団移転促進事業の補助についてであるが、被災前は別々に居住していた2つ世帯が、高台移転先では同居して1世帯で居住する場合、補助は2世帯分給付されるのか。
- A. どちらの世帯も被災しているのであれば、高台居住のための補助は2世帯分給付される。詳しい内容は、4月意向の個別協議で確認していきたい。

Q. 土地区画整理事業での家屋の再建費は、全額自己負担なのか。

→A. 通常の公共事業の保障が給付される。

Q. 移転促進区域と土地区画整理事業区域のエリアについてであるが、復興計画では、公園エリアとしていた土地も土地区画整理事業のエリアとなっている。

→A. 移転促進区域と土地区画整理事業区域のエリアの境目は曖昧な所がある。今後、みなさんと協議をして決めていきたい。

Q. 震災生活も2年目に入り、生活が大変な町民も多い。特に産業振興と雇用確保が重要である。早めに取り組んでほしい。

→A. 了解しました。

Q. 公園の区域が広大である。水産振興拠点施設整備や東大海洋研施設整備やひよっこりひょうたん島関連施設の整備など使い方は様々である。町の見解はどうか。

→A. 東京大学とは協議を進めているところである。公園が想定されているエリアは、居住はできないが、工場、作業所等の建設は可能である。漁業関係者の意向を踏まえて施設整備を検討していきたい。

#### ●ご質問・ご意見

なし



## (6) 吉里吉里地区

- Q. 自分の家の地番が推進地域に入っているのか、入っているのかがわからない。  
→A. 推進地域については、壁に貼っているのので、後ほど確認ください。
- Q. 65歳でもお金を借りられるのか？  
→A. 65歳までは借りられる。
- Q. 何人ぐらい再建するのか？  
→A. アンケートの結果では173世帯が再建したいと言っている。
- Q. 被災した土地は評価が下がり、造成地は高い。差額はどうしたらいいか？  
→A. 土地の鑑定をしているところ。評価は1件1件変わってくる。造成地についても1件1件変わる。
- Q. 野田村では土地の査定額がでたが、大槌はでないのか？  
→A. 野田村では独自に土地の鑑定をやった。大槌では今月末に県の調査結果がでる。
- Q. 移転促進区域は住宅再建が合意できないと事業が進まない。移転促進区域の区域取りを変えることはあるのか？  
→A. 移転促進区域については今後相談したい。
- Q. 区画整理予定区域内で移転したい時は、補償はでないのか？  
→A. 補償はない。売買はできるので、売った資金を元手に高台の土地を買うことはできる。
- Q. 亡くなった方の土地は町が買い上げたりしないといけないのではないか。今から家を建てるまでに5年くらいかかるのではないか？  
→A. 土地所有者に今月通知を送っており、4月以降地権者1人1人をまわって交渉していく。
- Q. 住む場所が決まらないのはストレスになる。早くしてほしい。  
→A. スピード感を持ってやりたい。
- Q. 防集について、地区住民でできることはないか？  
→A. 地権者の意見をまとめたり、交渉したりする部分を是非協力頂きたい。赤浜では地元で調整を行っているため、調整が早く進む可能性が高い。
- Q. 区画整理についてはかさ上げに5年かかるのではないか。住まない人もいるし、亡くなった方もいる。町が買い取ることもお願いしたい。

Q. 住民合意が必要とのことだが、被災者が200人くらいいるので、進めていくのに時間がかかる。地域協議会の場合などで対応することになるのか？

→A. 合意形成は皆さんだけに押しつけるものではない。町が段取りを行う。場合によっては公権力でやるということも考えられる。

## ●ご質問・ご意見

● 土地区画整理事業区域に被災前住んでいたのですが、盛土して頂いてもとても不安で住めない。高台を用意して頂きたい。

- 全体的に合意を得るには時間を要す。
- T.P. 14.5mの防潮堤では、赤浜と白石から津波が流入してくるのではないか。

- 被災した人が大変なのはわかる。でも、もしかすると自分の土地もただ同然で提供しなければいけないことも考えてほしい。
- 浸水したところの人達は「こんな不便なところに住んで」とバカにしてきたのだから。

- 移転促進区域に住んでいる。
- 家は、改修した（大規模半壊）。全額とはいわないが、少なくとも半額くらいが改修にかかった。費用の保障がされることを望む。

- たまたま目撃したことですが、小中学校が再開する前、旧吉里吉里中に避難されていた方が、自家用車を学校給食センターの職員駐車場にわが物顔で利用していた方がいました。給食センター側では、最初は注意するのを遠慮していたようですが、給食を再開するにあたって、皆さん通勤してきた車を止められないということがありました。
- 授業再開後は、弁当の食べ残しを容器ごと捨てたり、子供がサッカーするなどして仕事に支障が出たようです。
- 給食センター前に公営住宅が建てられた際には、「敷地内に入らない」「ゴミをちらかさない」「トラックの出入りをさまたげない」などの入居される方に約束させた方が良いと思います。

- 盛土して住宅再建出来る地域に指定されておりますが（1丁目）、津波が来た、元の土地には住みたくないの、土地の買い上げを望みます。近隣住民のみなさんも同じ意見が多いです。T.P. 14.5mの防潮堤では、赤浜と白石から津波が流入してくるのではないか。

- 土地区画整理事業区域予定地に、震災前から住居兼事務所（店舗）として利用していました。震災直後ただちに改修工事をして現在利用しています。
- 建物はコンクリート2階階造です。今後もそのまま利用したいと思っていましたが、区域

に指定され盛土されようとしていますが、我家はどのように考えたらよいのでしょうか。

- 建物がそのまま残っていたので、この計画を検討する段階でわかっていたと思われませんが。  
( [ ] 家族一同、住所 [ ] 電話 [ ] )

- 高台移転の場所、宅地の買い上げ価格がわからない。
- 産業の土地利用、特に水産関係の考えを知りたい。町内の2つの水産加工工場が釜石に移転した。

## (7) 紫波町

Q. 防災集団移転促進事業の対象について、息子が定年したら大槌町に帰ってくる予定なのだが、その場合は対象になるのか？

→A. 息子さんは大槌町に住民票が無く、被災もしていないので、所有している土地は町で買い上げるが、住宅については自分で用意することになる。

Q. 自分は町外に住んでおり土地区画整理事業区域内に親の住んでいた土地がある。その土地は買い上げしてもらえるのか？また、以前行った区画整理の際に減歩されているが、その分も買い上げてもらえるか？

→A. 防災集団移転促進事業は先祖代々住んでいた土地を手放すことになる、戻れなくなるので土地の買い上げをするが、土地区画整理事業では基本的に町が土地を買い上げるということはしない。町方であれば公共施設用地となる場合があるので、その際は買い上げになるかもしれない。土地区画整理事業区域内では個人間で土地の売買をしていただくことは自由である。以前の区画整理で減歩になった土地については現在登記上権利を持っていないのということになるので、対象にはならない。

Q. 土地区画整理事業が入る前に売買することはできるのか？

→A. 事業前でも売買は可能である。現時点、区画整理後、どちらの形で売買するかは自由である。

Q. 大念寺のあたりはシビックゾーンに入っているようなのだが、どうなるのか？

→A. 資料の図は、予定の図である。地権者の意向もあるので今後の意見交換によって決まってくる。今後盛り土をすることになるかもしれないし、また病院は被災しない所という希望が高まれば山側に移転することになる。道路も通ることになるかもしれない。これらは今後の話し合いによって決まってくるので、資料の図は決まったものではない。

### ●ご質問・ご意見

なし

## (8) 盛岡市

- Q. 桜木町の者だが、小澗川堤防の下の道路に面して住宅がある。道路の工事があるようだが、影響はあるだろうか。
- A. 道路拡幅のために事業を入れることになっている。建築規制は解除になるので住居を建てて構わない。
- Q. 町方に親が複数の土地を所有しているが、土地区画整理事業の際に一つにまとめることは可能か？
- A. 一つにまとめて換地することは可能である。
- Q. 世帯主である親が入院中で、盛岡に住んでいる自分が実家再建をするのだが、補助申請などは世帯主でなければいけないか。
- A. 委任状が必要になるかもしれないが、世帯主が居れば代わりに申請を行うことができる。
- Q. 被災市街地復興推進地域は一定の期間住居等の建築が制限されるということであるが、一定の期間とはどれくらいか？
- A. 被災市街地復興特別措置法で平成 25 年 3 月 10 日までは制限される。また、都市計画にかかる土地であればさらの規制期間が延長となる。地域によって進む期間が違うが、上手く進んだ場合は平成 26 年 12 月には住宅を建てる事が出来る。住民と役場での意見合意が上手く進めば今年の 9 月には都市計画の決定がされる。
- Q. 町方に実家があるが、土地区画整理事業は震災前と同じ世帯数で区画を考えるのか？
- A. エリア内の地権者の合意形成を得て事業のフレームが決められる。
- Q. 住宅再建に関する意向調査後に地域外に移りたい世帯がいるのではないか。周りでは町方に戻りたくないという人もいる。世帯数は減るのではないか。減った世帯があれば、減歩をしなくても良いのではないか。
- A. 自分の土地が道路や公園にあたった人は土地が無くなると感じたのかもしれないが、少し土地が減っても、必ず地域の中に住む土地をお返しします。土地が全くのゼロになるということはない。
- Q. 大きな道路に面した土地の人はたくさん減るのではないか。
- A. 減ったとしても、資産評価は減る前と同じようにする。一人だけの土地が取られるのではなく、皆さんから等しく土地を提供していただくのが減歩である。
- Q. 城山の下に土地を持っているが、公共用地になるのか。
- A. 「大槌町土地利用計画（案）」の 13 ページを見てるのだと思うが、これは、仮のイメー

ジ図で決まったものではない。

Q. 震災前と同じく城山の下にある土地に住めるのか。

→A. 土地区画整理事業が入るので同じ所に住めるとは限らない。

Q. 3月末に土地の評価額が決まるのか。

→A. 評価額が決まるのではない。参考として地域の評価額が示されるのであって、金額は土地売買契約の際に決まる。また、不動産評価が必要なのは、防災集団移転促進事業に該当する人である。

Q. 具体的にどこに道路が必要などの青写真があつての区画整理なのか。

→A. 浸水するので盛り土が必要なため土地区画整理事業を入れなければならないということとは明確である。盛り土をして、下水を通すことが必要。今のままでは下水が通っていない。区画整理をせずに下水が通っていない状態で住むのは不便である。

Q. 土地区画整理事業で土地の買い上げはあるのか。

→A. 土地区画整理事業はその地域に住んでもらうという趣旨なので、買い取りはしない。

Q. 土地区画整理事業によって大槌町は全く変わったものになってしまうのか。

→A. 住民の皆さんの考えを聞きながらになる。町会議員からは大槌町の歴史文化を生かすものにしてほしいという意見もあるし、他にも湧水を生かすなどの意見が出されている。

Q. 住民の合意が必要とのことだが、何をもって合意とするのか。意見多数で決定することもあるのか。

→A. 防災集団移転促進事業も、土地区画整理事業も住民の皆さん一軒一軒の合意を得ることが原則である。どうしても得られない人がいる場合は強制執行もありえるが、そうならないように理解してもらうためにも説明をしていきたい。

Q. 事業を進めるスケジュールは今回提示されたものか。

→A. 今回提示した通りにしたいが、全地区一斉に同じように進めるのは難しい。出来る所からどんどん住宅を建設できるようにする。

Q. 防災集団移転促進事業の対象には農地も含まれるのか。農地も浸水しており耕作は難しいだろう。

→A. あくまで人にかかるものなので、登記上の宅地が買い取りの対象となることが原則である。住宅地に介在している農地であれば対象となる。また、防災集団移転促進事業以外のエリアでも町で事業を入れる場合も考えられる。その場合は町から売って欲しいとお願いすることも出てくるだろう。

Q. 安渡の防災集団移転促進事業の対象地域に会社と駐車場があつたが、どうなるのか。

→A. あくまでも住宅地が買い取りの対象なので会社と駐車場は買い取らない。防災集団移転促進事業のエリア内は住居以外は建てて営業して良い。整地を行い産業用地として使えるようにしていく。

Q. 安渡の集団移転促進事業のエリアに自分の土地がある。移転先の造成地と等価交換になるのか。

→A. 等価交換になれば一番良いが、買う土地も造成地も不動産鑑定の結果が出ていないのでまだはっきりとは言えない。

Q. JR山田線は震災前と同じ路線に復旧するか。

→A. JRとの交渉はまだ済んでいないが、町としては盛り土して高くしたところに線路にしてほしいと考えている。

Q. 町方の江岸寺の墓地が被災しており、再建したいのだが、盛り土をするかもしれないので再建を待つてほしいと言われているようだ。いつになったら再建できるのか。

→A. 江岸寺は被災市街地復興推進地域から外した。盛り土する部分は全て2m高くするのではなく、山際まで平らになるようにしていくので江岸寺だと高くても1mの盛り土になる。1mだけであれば盛り土はしなくても良いのではないかという意見もあり、江岸寺は盛り土しないことで住職と話しをしている。

Q. 土地区画整理事業のエリアは、区画整理後に住んでほしいということだが、跡取りが居ない人は災害公営住宅に住むことが出来るのか。

→A. 災害公営住宅に住むことは出来る。

Q. 盛岡市内でアパートを借り上げてもらい現在住んでいるが、災害公営住宅が出来るまで延長はあるか。

→A. まだ決まったことではないが、平野復興大臣も被災自治体の期間延長できるようにしたいと言っているので、そうなるのではないかと。

Q. 本町では家族全員亡くなっている世帯もある。本町に戻る世帯だけを対象とすれば区画整理をしても土地が減らなくて済むのではないかと。減ることばかり言われても理解できない。

→A. これから住民の皆さんとの合意形成によって決まることである。

Q. 明確な青写真を示してもらえば、地権者の皆さんも土地の提供をして良いという人も出てくるだろう。自分は90歳も近くなったので、新しい大槌町の将来像を見てから死にたい。

→A. 今後町長の思いも踏まえて、詳細な計画を描いて皆さんに示していきたい。

## ●ご質問・ご意見

- 吉里吉里地区の土地区画整理区域に居住していたが、県の災害公営住宅の入居を希望している。その場合、現在の土地の買い上げをしてくれないのか。また、公営住宅の完成はいつごろか。この件について連絡がほしい。

( 様 )

- まちづくりに協力しやすいように具体的な模型のようなものを示して、見せてもらえると良いのではないのでしょうか。デジタルはイメージしにくいものでした。希望を見いだせない説明会でした。
- 「意見を聞き、まとめる」というのは、アンケートということですか？
- ただ、この日のために準備に取り組んで来られた皆様はお疲れさまでした。

- 説明会を今後も盛岡で出張開催してほしいです。
- 大切な話し合いは連絡して頂きたいです。
- 両親もなくなり、息子（私）は盛岡に住んでいます。
- 土地（安渡、大ケロ、吉里吉里）があるので、3月末の土地査定結果を知りたいです。
- 今後の案内は、今の住所に送ってください。

( 様、住所 )



## (9) 大町、新町地区

- Q. 計画案では、防潮堤の高さが T.P. 14.5m となっている。1 年たって、あるお年寄りによると、昭和 8 年の時は防潮堤がなく、防潮林だったという。自然の威力、津波の力は強く、果たして防潮堤で守れるのだろうかという疑問がある。
- A. 防潮堤の高さについては T.P. 20 数 m、T.P. 14.5m、なし、水門についても、是非の意見がある。それらについて、シミュレーションした結果、防潮堤なしには、住む場所の確保ができないことが分かった。そこで、町方では、復興への時間を考え、県の T.P. 14.5m とした。ただ、赤浜、浪板両地区については、現況の高さで良いとする地元の意向を重視するものとした。
- Q. 基本計画にある「まちの将来像」と T.P. 14.5m の防潮堤整備の関係について、説明してほしい。
- A. コンクリートの無機質なものではなく、景観に配慮する。アクセス道、防潮堤の上に道路という案もあり、将来像の実現をめざす。
- Q. 整備に当たっては、道路網が大事と思うが、避難道の整備についての考え方を聞きたい。
- A. 道路、避難路については、現在、コンサルタント会社に設計をお願いしている。土地利用についての合意ができれば、次に検討していきたい。
- Q. 堤防の活用について、無機質なものではなく、堤防にモザイクで、大槌新八景で飾る。オットセイの調査基地として、ひょっこりひょうたん島に記念碑。前川善兵衛のゆかりのものなど、アートについても考えていく必要がある。皆に親しまれるものとなろう。
- A. ご意見を参考に、今後、検討していきたい。
- Q. 区画整理を実施するというが、アンケート結果では、この土地に戻りたくない人が多かったのではないかと。住まない人の場合は、買い上げするのか？
- A. 災害公営住宅、980 戸の一部を、その土地を借りて町方地区に設置する方向もあるのではないかと考えている。そういう形で住めるようにして、人を集める方針である。
- Q. 大ケ口地区含めて、インフラ整備、もともと水洗ではなかったと思うので、水洗化の取り組みが遅れることがあってはいけないと感じている。住宅地の新設に合わせた整備が必要ではないか。
- A. 非被災エリアのインフラ整備についても、今後進めたいと考えている。
- Q. 防潮堤の堤体デザインについてはどうなるのか。
- A. 防潮堤の形、構造等については、岩手県でも委員会を設置して検討を始めている。大槌の場合、景観面の配慮をすするため、植栽などのあり方も検討していきたい。みなさんのご意見も踏まえて、今後、検討していきたい。

- Q. 土地区画整理の対象地区に土地を持っているが、住まずに売りたい場合はどうなるのか。  
→A. 土地区画整理事業では買い上げはないので、基本的に買わない。ただし、町方地区に公営住宅整備する場合は、個別にお願いすることになる。
- Q. 防災集団移転促進事業の対象について、本宅が別にあるケースだが、住民票がないとダメということか。  
→A. 現時点での国の考え方、原則であり、今後の国の考え方による。ただし、移転促進地域に宅地があれば、買い取りになる。
- Q. 基本的なことについて質問したい。防潮堤だが、意味と役割、他の種類はあるのか？  
→A. 防潮堤は、これまで津波を防ぐとしてきたものである。しかし、今回は、14.5mでも防げないという考え方で、「減災」を基本としている。津波を防ぐには、海岸保全施設、河川堤防、水門、土地のかさ上げなどの手法があり、組み合わせを考える必要がある。
- Q. 減災の考え方にある「逃げる」は、計画に入っているか。  
→A. 「逃げる」は重要であり、今後防災計画について、「逃げる」を加えて見直しを進めたい。
- Q. T.P. 25mの防潮堤を整備できない理由は何か、教えて欲しい。  
→A. 建設のコスト、維持管理も含めて大変であるという判断である。仮に 25mの防潮堤を作ると、すり鉢の中に住むような状態となることから、その点も考慮して議論して決まったものである。
- Q. 先日の地震の際に逃げた人がいるが、この計画で逃げるエリアはどこか。  
→A. 今後、津波防災地域づくり法に基づき、防潮堤が壊れた際に避難するマップを、県と町で一緒に作っていくことになる。
- Q. 資産価値について、浸水区域では下がる可能性はあるのか。  
→A. 下がる可能性はある。現在県が行っている不動産鑑定による資産調査の結果をみたい。
- Q. 土地の価格について、いつの時点での評価となるのか。  
→A. 事業の時点、実際に販売、取得する際の評価額となる。
- Q. 地価は下がることが予想されるのか。  
→A. 他の例では下がっているが、どの程度になるものか、金額は不明である。
- Q. 減歩について、もとの土地の3割カットということもあると聞いている。実際のところ、面積が30坪程度の人もあり、果たして減歩で人が住めるのか。  
→A. 区画整理の検討をしている。プランが固まらないと減歩は決まらない。ただし、これ

まで全国の事業に携わってきた経験上、30%の減歩にはならないと思われる。

Q. 人が住んでいる場合と、住んでいない場合があるが、こういった時はどう減歩するのか。

→A. 人の有無にかかわらず、均等に減歩することになる。

Q. 須賀町は移転ということだが、事業実施に当たって、全員の合意は必須なのか。

→A. 基本的に全員合意と考えている。コミュニティ単位での移転を基本として考えているので、ご協力をお願いしたい。

Q. 土地の価格について、土地の鑑定結果によるということだった。今後、評価額（販売額）と購入額が問題となるが、評価の差があると思われ、その点の工夫はあるのか。

→A. 必ず差額が出るだろう。ただし、現時点では何ともいえない。

Q. 減歩、仮換地について、平成 25 年のいつころまでに結論を出して、返事をする必要があるのか。

→A. 買い取る方は不動産鑑定士による評価を経て、今後、4 月以降の調査事業で買い取りを図っていく。宅地としての価値については、どの程度なのか、諸条件を踏まえて評価してみないと分からない。改めて評価頂き、買い取りをして頂くもの。その際に判断をして頂くことになる。

判断の時期について、30 頁の上段のフローがあり、都市計画決定 9 月とすれば、認可申請が 3 月と考えている。今年のうち、減歩率、計画内容等お示ししたい。その後、縦覧で意見を出してもらう。これらを経て、事業認可、その後、審議会を選挙で設置し、換地設計の諮問となる。計画の内容を示せるのは、6 月過ぎになると思われる。

Q. 湧水の町ということだが、具体的な事業があれば？

→A. 湧水を生かし、町中のせせらぎ整備について、今後検討したい。

## ●ご質問・ご意見

- 集団移転の場合、100 坪が可能なのか疑問です。山の開拓スペースを考慮しても足りないのではないか。場所を町方だけに考えず、赤浜・安渡方面の土地の山林を切り開くことも計画に入れてはどうかと思います。
- 公営住宅も負担軽減が 18.5 万円以下の方のみとありました。しかし、住宅ローンの支払い、子供の進学があるとそれ以上の収入を確保したいと考えます。そうなると、入居できない、家を建てなければならなくなり二重ローンになる、となれば大槌には居られません。

- 移転促進区域の移転先は今回の津波で被災した場合であるが、なぜ盛土せず使用するのか疑問。浸水した所には住みたくない。

- 災害公営住宅に希望者は全員入居できるのか。
- 入居方法は。
- 土地区画整理事業に住んでいる方が移転促進区域に移転しても良いのか。
- 土地区画整理事業に住んでいる方が災害公営住宅に入居した場合、元の土地の取り扱いはどうなるのか。

- 防潮堤（14.5m）活用法として、内側面に太陽光（ソーラーシステム）の設置はどうか。「産業振興」の一環として「再生エネルギー」の考え方を達成する為、誘致企業の推進等も期待可能では。
- 土地利用計画と住宅再建の実施スピードUP願う。

- 病院の場所を早く決めて欲しい。

## (10) 栄町、須賀町地区

Q. 非居住区域ということで高台に移ることになるが、いくらで買って頂き、いくら土地を買わなくてはならないのか。3月末には県の調査結果が出ると聞いたが、判断できる情報が明らかとなるのか

→A. 大槌町15地点の不動産評価を行っているところである。ただし、個々の評価については、平成24年度の調査業務で明らかにしていきたい。移転先については、なるべく安い方がよいと考えているが、安渡、赤浜含めて、いくつも団地ができる。それぞれの評価額については、一律ではなく、差が出てくるだろう。それらを踏まえて、判断して頂ければと考えている。お待ちしております。

・補足説明する。買いとる時点での価格、契約時点というのは、今後の復興の進み方にもよる。復興によって、価値が高まる可能性がある。

Q. 子どもがいるので、将来を考えた上で大槌町に住むかどうか考えていきたい。復興のスピードと、教育のスピードの差があり、進み方での判断となる。移転先が、沢山や寺野ということだったが、仮設住宅の時もそうだったが、用地の確保に時間がかかるのではないのか。現時点での具体的なことを聞きたい。

→A. 地権者の意向があり、4月以降用地買収を進める。また地質調査についても、やらなくてはならないので、できれば、4月以降9月までに実施してまとめていきたいと考えている。

Q. 平地への転居が主体だったが、今後は切り土も視野に入れているのか。

→A. 安渡、赤浜では切り土を前提としている。寺野については、運動公園を活用することで速やかに整備ができそうであり、計画を検討している。今後、速やかに出きるころには、公営住宅を計画している。

Q. 住民の50%以上が移らないと事業が成立しないとのことだったが、その場合はどうなるか。

→A. 移転促進区域の調整も含めて、対応していきたいと考えている。

Q. 栄町は住むことができないが、お金がなく家賃が払えないので、小屋を建てても栄町に住みたい。

→A. 公営住宅の家賃設定の配慮もあるので、転居をお願いしたい。

Q. いつになったら決まるのか、その点に不安がある。仮設住宅、2年間で、出なくてはならないことになっているが、間に合わないのではないのか。早く決定して欲しいと感じている。

→A. 事業の実施に向けては、賛否があるだろうが、スピードも大事であると考えており、合意形成を進めたい。

## ●ご質問・ご意見



## (11) 上町、本町、末広町地区

Q. 末広町の住民だが、土地区画整理事業の終了はいつか。

→A. 資料 30 頁に、想定される日程を示している。都市計画決定、かさ上げ、順調に進むならば、平成 26 年度 12 月ころ建築開始となろう。

Q. 平成 25 年に工事着手とあるが、盛り土の土の供給についてはどうなのか。2 m の盛土であれば、相当量の土を確保する必要があるだろう。

→A. 盛り土については、一律に 2 m ではない。早いところは 25 年度着工であり、土の確保も同時進行となる。

Q. 土地区画整理事業の場合、自宅が赤い枠のエリアに住んでいる場合は、住宅を建てられるということか。集団移転のエリアとは、10m しか離れていないので、不安がある。

→A. 今回クラスの津波でも T.P. 14.5m の防潮堤をこえる。しかし、2 m 盛り土したところは、住宅を作ることができる。土地区画整理の事業実施エリアについては、町としては買い取ることはできないので、民間同士で売買して、他の土地を確保して頂く。ただ、エリア内において、公共施設用地として、買い取る場合があるが、その計画は未定である。

Q. 平成 26 年 12 月、住宅建設とあるが、最終決定か。仮換地の年限か。

→A. 換地設計を 25 年 5 月に審議会で決め、仮換地の内容が明らかになるだろう。仮換地指定ができないと、本格的な工事ができないので、12 月の段階で仮換地については終わっている。

Q. 面整備した場合の個人の負担はどうか。

→A. ちょうどゼロにはならない。支払ってもらったり、交付したりという清算金が生じる場合がある。程度の差はあれ、精算金が発生する人が出てくる。

Q. スケジュールでは、平成 26 年の 12 月、住宅建設ということだが、防潮堤、鉄道、それらの整備はどうか。建物を許可しようという説明があったが、ガイドラインはどうなっているか。

→A. 県から防潮堤の整備については 5 年間と聞いているが、26 年 12 月には間に合わない。災害公営住宅を先に作っていく。その際、一階部分は住まない等の配慮をする。避難道、避難路の整備を進め、転居するかどうか判断ができるような状況にしていきたい。

Q. 山田線の問題について、バス路線になること報道されているがどうか。

→A. 町としては、JR の方針にかかわらず、盛り土を行う。引き続き、山田線の復旧に向けて働きかけていく。

Q. 質問を頼まれたので、質問したい。3 月 11 日、住民票がない場合は、どうなるか。

→A. 買い取りはない。災害公営住宅の建設等があるので、一部の人から買い上げることになるだろう。

Q. 今現在、売り買いは可能か？

→A. 可能である。

Q. 隣同士で同じ坪数持っていた場合、整備事業が終わった際に、等価交換した場合、税金はどうか。

→A. 区画整備事業において、換地を行う場合には税金はかからない。しかし、民・民交換の場合は、不動産取得税等かかるだろう。

Q. 家族を亡くしてひとりぼっち、内陸の子どもものところに行きたい。仮に、子どもがこっちに戻ってくるとしたら、家を建てられるか。

→A. 住宅再建3ページにあるが、※印にあるように、以前に住んでいた人で、青のライン内であれば、移転できる。

Q. 住宅建設ということだが、仮設住宅にいる人、借り上げ住宅にいる人、延長できるようになるものか。

→A. 現在はダメだが、働きかけたい。

Q. 防潮堤 T.P. 14.5mにかさ上げという説明だったが、水門はどうなるのか。

→A. 防潮堤に合わせ、水門を作る予定である。水門の高さは防潮堤と同じ高さで、それによって、浸水エリアを押さえることができる。

Q. 土地利用計画の15ページのところ、住宅等の建設は自粛解禁とあるが。

→A. この自粛については、土地利用計画案が合意された時点で解除することになる。

Q. 前のところに住みたいと考えない人、自分の土地を放棄して高台に生きたい人については、どうなのか。そういう声は潜在的にあると思うが。

→A. どのような支援が必要か検討する中で、必要に応じて復興庁に申し入れしていきたい。

Q. 基本的な質問だが、防潮堤 T.P. 14.5mを前提にしているか。強度が落ちることは想定していないのか。

→A. 資料3ページに津波浸水シミュレーションの設定条件が示されている。勢いを減殺し、避難できるということを前提し、避難計画を作る考え方が示されており、今後この考えに基づき、防災計画を検討していきたい。

## ●ご質問・ご意見



- 住民の相談窓口が不足。
- 所有していた土地の買とり、計画など早くして。
- 進捗状況を町民が確認できると良い。
- 法テラスのようなものがあると良い。(大ヶ口 ■■■)

- 末広町の■■■と申します。土地区画整理事業の対象となりますが、借地に家を建てていた為、別の土地を購入したいのですが、町の方で売ってくれる土地はないのですか。他に土地を求める人もいると思いますが、自分で探すというのは大変だと思います。(TEL■■■■■)

- 浸水地域の建物建築規制が早く解除される処理を取らなければ産業振興が遅れる。鵜住居は浸水地区でも、水産加工場の建築や片岸地区には工場予定が実現している現状を思う時、土地利用に特区などの措置が講じられないものかと考える。何れ産業が振興出来る対策を早急に推進することが復興にとって大事であり、急を要することと思ひ、積極的な施策をお願いしたい。声にはできないが、町民の意向は大きいものがあると思う。

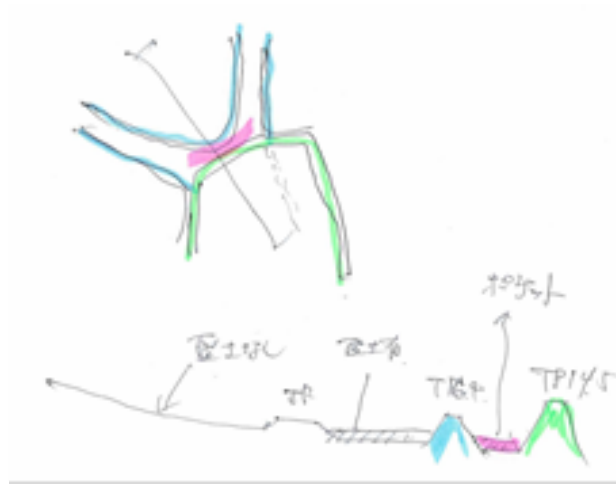
- 公営住宅のかなりの部分は、高層アパートとして便の良い町方地区をお願いしたい。郊外は考えやすいが、不便な所では人口減となってゆく。
- 土地を手放す事になる場合は、可能な限り町の固定資産評価額(3/11当時)に近いものとするべきと思う。現時点の評価となると当事者たちの同意が難しい。(もめる)
- 鉄道はバスではなく、三陸沿岸をとぎらせる事のない、レールの鉄道とするべき。
- 三陸沿岸は交通の便が悪い為、国家にとっての重要性が不当に低く見られている。歴史的にもインフラ整備が不十分になされていた。町も、他自治体と意見を合わせ、中央に交通の便を発達させるように働きかけてもらいたい。

- 防潮堤の高さが地区によって違うことが町全体、主に町方への影響はどうなるのか。しっかりと検討して、決定してほしい。安全面は大丈夫か。(赤浜から安渡への影響、小枕から町方への影響)
- 土地区画整理事業ではどの土地も建築が可能となる。道路の整備を必ずお願いしたい。
- 日々のお仕事、ご苦労様です。

- 沢山、北小付近の事を教えて下さい。道路盛土の県、住宅建設が可能かどうか。(■■■■■ ■■■ ■■■ TEL■■■■■)

- T.P. 14.5m の越流した津波は 2m の高さの盛土を越えてくると思ひます。〔動水〕静水ではない。
- T.P. 14.5m の堤防の位置を前に変えれば、現在 T.P. 6.4m の堤防が第 2 の堤防となり、町内に水は浸水しないと思ひますが。
- 今の計画(工程)は絵に描いた『モチ』といっしょです。そう簡単に進むとは思ひない。

- 盛土がなければ工程は早く進むと思います。



- 仮設住宅に入居しているが近所に知り合いが少ない。
- 災害公営に入りたいと思うが隣近所に知り合いが住めるように配慮して欲しい！（        
             さん    才、      さん    才）

- また震災起きたとき、どこに居ても高台や山側に逃げられるように、逃げ道を作って欲しい。
- 早急な防潮堤の建設をお願いします。防潮堤が完成前にもし津波きたとき、家の方が先に建っても、また流されてしまうのが心配。盛土をしても意味がないと思います。
- 区画整理事業が進んで、住宅再建が H26 年 12 月～ということですが、それまで仮設生活な訳で、その仮設は耐久性は大丈夫なのでしょうか。今も床が抜けそうで、適当に造られた仮設に長く住まなくてはならないのは苦痛です。
- 金沢と小鎚を結ぶ道路が欲しい。
- 縦貫道も早くできてほしい。
- 高い道路の建設も必要ではないか。

- 浸水区域に公共施設や住居を建設するのは絶対反対です。もっと奥に町の中心を移すことにどうして目が行かないのか。安心、安全な町づくりをするのは、次世代の子供たちにどうしても残さなければならない責務です。防潮堤や津波のシミュレーションなどは、完全なものではなく想定外は必ず起こりうることです。そのようなところにお金をつぎこまず、安全な町づくりは、海から離れた場所にすれば経費もあまりかからないと思う。
- また、大槌病院はもっと奥にすべき。安全な場所に置くべきです。
- また、区画整理事業の区域内の住民ですが、高台か、奥の方に住みたいので、対処策を考えていただきたいです。

- おはなしになりません。

- 上町の土地も高台移転したい人には町か国で買いとって欲しい。

- 説明を聞き、今後まだ仮設住宅で住む期間は相当年数あるものと思われませんが、その間に生じる仮設住宅の不具合、修理等の負担は、個人ではなく町での負担とお願いしたい。

- 防災集団移転促進事業と土地区画整理事業の各地区の線引きについて、JR線から安全ではなく、JR線から国道は安全との位置付けは納得できない。
- 土地を個人で売買するとの事だが、危険な土地を誰が買ってくれるのかと思う。
- 復興庁に町としての要望を出し、要望したという事実があっても受け入れないと簡単にあきらめる様な事をしてほしくない。
- 若い人達が少しでも町に残れるかという希望が実現できる復興を考えてほしい。

- 須賀町に雑種地 300 坪ほどありましたが、当時 3 月 11 日は末広町に住んでいました。須賀町の土地は、どうなるのですか。大槌町で買い取ってくれれば幸いです。( )、現： )
- 代替地はいりません。

## (12) 小枕、伸松地区

- Q. 前回、12月4日の文書では、「町方の姿を見つつ・・・」だったはず。今日の説明では、個人の住宅地で宅地のみ課税されている  
→A. 宅地として扱うものである。
- Q. 橋が壊れ、下水道整備、かなり時間がかかると思うが、下水道の負担が終わっているところは、どうなるか。浄化槽の整備はどうか。  
→A. 下水の関係の受益者負担については、地域整備課で方針を検討中である。改めてお示ししたい。浄化槽についても検討したい。
- Q. 買い取り価格と購入する価格、早く知りたい。収入がない中で、目標を知りたい。  
→A. 現在県が町内15か所の地価を鑑定しているところであり、それが目安になる。ただ、実際の取り引き価格については、その時点での価値に見合った価格となる。
- Q. T.P.6.5mで良いという判断をしたところ、土地の価値が上がらない面があるのでは。  
→A. 誤解である。あくまでも、一例として価格がその時点での取引になるということを示したものである。
- Q. 県が調べているというが、そもそも固定資産税については町の判断であろう。  
→A. 県の調査とは、県が被災地一斉に行う調査のことを言っている。全市町村行うので、それが一つの目安となる。次に新年度の事業で1筆ずつ、評価していくことになる。
- Q. 率が異なると、合意形成が困難となる恐れがある。  
→A. 判断基準は公平になるようにしたい。
- Q. 小枕の移転先は、孤立するので住みたくないと思う。寺野、沢山も浸水エリアと思うが、他に安全なところはないのか  
→A. 沢山、源水、大槌川、小鎚川沿い、浸水エリアでないところを含めて提案したい。
- Q. 防集の要件を見ると、自分たちで5軒以上、土地を見つけることができればよいのか。  
→A. それは可能である。
- Q. 先日の津波の時、城山に避難した時備蓄がないということだったが。  
→A. 金沢、小鎚地区については、後方支援地区としての位置づけとなっており。バックアップできるようにしたい。
- Q. 防災計画の検討の中で、避難場所、備蓄についても考えてほしい。  
→A. 小鎚小、金沢小などに食料の備蓄がある。

Q. 全仮設のコミュニティ施設を活用してはどうか

→A. 参考にさせて頂く。

Q. 5世帯まとまればよいという説明であったが、一方で半数以上の合意という話もあった。どういふことか。

→A. 基本的に町の造成したところに移転して欲しいというのが基本である。先ほどの5世帯以上で条件を満たすのかという質問に対しては、制度上可能という説明をしたものである。

●ご質問・ご意見

なし

### (13) 花巻市

- Q. 防災集団移転促進事業で土地を購入する場合には支援措置があると資料にある。花巻税務署で確定申告をしたら、税金がかかるから支援金と義援金をいくらもらったか申告をしろと言われた。支援措置で控除になるのであれば早く教えてほしかった。
- A. 普通土地の売買には税金がかかる。防災集団移転促進事業では土地の売買が発生するが、3000万円まで控除されるという支援措置である。また、支援金・義援金には所得税はかからない。税務署へ町からも連絡をしておく。
- Q. 現在借り上げアパートに入居しているが2年間の契約であり、早い人ではあと1年となってしまった。延長になるよう国にお願いしてほしい。
- A. みなし仮設については延長を国にお願いしていくし、平野復興大臣からも延長してほしいと発言している。4月以降には職員を130人から200人に増やし用地買収を進めていくことになっている。早く町外に住んでいる方が大槌町に戻れるようにしたい。
- Q. 大槌から離れて花巻に住んでいると生活や土地について不安である。たまに大槌に戻るが全く片付いていないので復興が進んでいないと感じている。何年待っても大槌には戻れないのではないかと考えてしまう。大槌に戻って安心して住めるような説明をしてほしい。
- A. 4月以降に職員が各地域に入り意見交換をして進めていく。必ず皆さんが大槌に戻るようにしていく。
- Q. 沢山地区に住んでいたが、道路の嵩上げをすれば津波をもう少し押さえられるのではないかと思う。このような時でないかとやれないので、国にかけあって道路の嵩上げをしてほしい。
- A. 防潮堤を高くするとバイパスで浸水が押さえられるシミュレーション結果を受け、バイパスの奥は道路の嵩上げはしない方針である。
- Q. 災害公営住宅は3箇所については建設が決まったようだが、今後他にどこに出来るかを教えてほしい。
- A. 住宅再建に関する意見調査では約1000世帯から公営住宅に入りたい、またその後買い取りたいという回答があった。今後それぞれの地域に災害公営住宅を建てていきたいと考えている。沢山・大ケロなどにもさらに集合住宅での災害公営住宅が建つだろう。用地買収は現在進んでいるので、造成が決まり次第皆さんに広報などでお知らせしていく。資料にもある通り980戸の災害公営住宅を造る。
- Q. 地域別土地利用計画で黄色に塗られている土地はインフラが整備されなければ建てられないだろうが、造成せずに住居を建ててよいのか。
- A. 防潮堤が出来れば浸水しない土地なので防潮堤が出来るまでの期間は皆さんの判断で再建してほしい。既存住宅があり、下水などのインフラに問題が無ければ町で規制するこ

とはできない。同じ地域の高台に住宅団地を造る場合は、その関係上インフラ整備が入ってくるだろう。

Q. 安渡は坂が厳しいので住民との合意形成を図る場合には模型を見せるなどしてほしい。また、安渡は日が当たらない山際は寒く洗濯物も乾かないという所もあるので、山際のことでも考慮し、災害公営住宅を建てる場合には日が当たらないようなところが出来ないようにしてほしい。

→A. 今後安渡住民の皆さんから、どこに住むのが良いのか、戸建てが良いか集合住宅が良いのかなど意見交換をして合意を得て決めていきたい。安渡については、防災集団移転促進事業のエリアは盛り土をしない。また、国道45号の山側には消防署が移転するので住宅団地にはしない。

Q. 吉里吉里の土地区画整理事業エリアは、昭和三陸津波の後に移転してきた土地である。それでも今回逃げないで亡くなった人がたくさん居た。シミュレーション結果は結果で、想定外というものがありえる。

→A. 前提条件や町長メッセージでも「減災」ということをお話した。町でも防潮堤が出来たからと言って全ての津波を防げるとは思っていない。「減災」という考え方から、津波からは逃げてほしい。町方の土地区画整理事業エリアでも津波が怖くてもう住みたくないという人もいる。そのような場合に支援はないのかという意見が出ているので、今後検討していきたい。

Q. JR山田線についてはバスで復旧という話があるが、バスよりは鉄道で復旧してもらいたい。

→A. 被災市町では同名を組んで鉄道で復旧するようJRに働きかけを行っていく。

## ●ご質問・ご意見

- 私達老夫婦は、前の土地は一円にもならず、この先どう生きていけば良いのか不安です。いくらでも値上げしてほしいです。  
(震災前は大町の■■■■■に住んでいた)

#### (14) 北上市

Q. 災害公営住宅は 135 戸が予定されているということだが、何百人もの人が入居したいと思っているのではないか。他に建設はされないのか。

→A. 町営の災害公営住宅 480 戸、県営が 500 建設されることが決まっている。用地取得はこれからなので、まだ詳しいことはお知らせできない。高台移転先にも災害公営住宅を造りたい。皆さんと意見交換をして場所を決め、早く建設して町外に出た皆さんが大槌に住めるようにしたい。

Q. 町方の防災集団移転促進事業のエリアから土地区画整理事業のエリアから矢印が伸びてきているがどういう意味か。

→A. 集団移転は高台だけではなく、町中への移転も考えられる。町方へも住宅団地を造るべきか、これから皆さんと意見交換をして決めていきたい。

Q. 防災集団移転促進事業について、移転造成地に家を建てる予定だったが建てられなくなった場合はどうなるのか。

→A. 必ず家を建てるという人に造成地を売ったり貸したりする。無駄な造成地は造らないように国からも指導されている。

Q. 町方に住んでもう 3 回家を失った。土地区画整理事業のエリアだが、もう町方には戻りたくないし、子や孫にも同じ思いはさせたくない。高台に移転することは可能か。

→A. 土地区画整理事業のエリアについては町で土地を買うことはないので、個人同士で売買して移転してもらうことになる。

Q. 町方の土地区画整理事業エリアではどのくらいの世帯が戻りたいと思っているのか。その数を考慮してのエリア面積か。

→A. 住宅再建に関する意向調査では 450 世帯が町方に住みたいと希望している。調査に回答していない 3 割を考慮して 570 世帯と公共施設や会社が入るくらいを想定した面積となっている。

Q. 災害公営住宅は今後どの地区に建設を予定しているのか。どのくらい内陸に造る予定なのか。

→A. 皆さんの希望を聞くとあまり奥ではいけないようなので、桎内くらいまでのようである。各地区に災害公営住宅は整備する予定である。地区内のどこになるのかはまだ決まっていない。地権者の方には 3 月に通知を出している。合意を得たとしてもその後に地質調査などをして適地かどうか調べなければならないので、すぐにどことは応えられない。順次造成が決まってから広報などでお知らせしていく。

Q. 住宅を再建する場合、岩手県被災者住宅再建支援事業費補助があるというが、それはもう



再建している場合もさかのぼってもらえるものか。

→A. さかのぼって対象となる。

Q. 桜木町に震災で亡くなった弟が住んでいた実家があるが、町で買い上げはしてくれるのか。

→A. 桜木町は防災集団移転促進事業のエリアではないので、基本的に町での買い上げはしない。個人間での売買になる。

Q. 町方の盛り土のスケジュールはどうなっているのか。

→A. 町方では地盤改良が必要かどうか調べるためのボーリングを始めている。地盤改良が必要かどうかで盛り土のスケジュールも違ってくるだろう。地盤改良が要らなければ平成26年の12月には住宅を建設できるようになるが、それも地区によってスケジュールが変わってくる。

Q. 3月末に地価が分かるということだが、桜木町も分かるのだろうか。

→A. 防災集団移転促進事業エリアを中心に調べて貰っているので、桜木町は入っていない。町が買い上げる地区のみ調べており、岩手県が一括で沿岸を調べているものである。

Q. 広報でお知らせするということであるが、広報が届かない。

→A. 配布している質問意見のシートにその旨と住所などを記入して提出いただければ広報が届くようにする。

Q. 吉里吉里の盛り土はいつまでかかるのか。

→吉里吉里は10m盛り土をしなければならぬ場所もあるので、町方よりも期間がかかると考えられる。

## ●ご質問・ご意見

- 広報等の情報がほしい。
- 情報不足で一切役場からお知らせがない。
- 意識調査も私から役場に連絡をして送ってもらった。

( 様、〒 )

- 桜木町地区の小鍬川河川堤防嵩上げ及び道路や歩道の機能強化計画が出るのか時期的にいつ頃となるのか。
- 減歩の考え方として、当初土地面積の何%位までなのか。50~60%の減歩ということがあるのか。
- このような場合は、区画整理としての換地となるか、又は買い上げとなるのか。

( 様、電話 )

広報等の情報がほしい。

( [ ] 様、 [ ] (アパート名?) 電話 [ ] 〒 [ ] [ ]  
[ ] [ ] [ ] [ ] まで)

• 広報等の情報がほしい。

( [ ] 様、〒 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] )

• 広報等の情報がほしい。

( [ ] [ ] )

• 広報等の情報がほしい。

• 震災前は [ ] に住んでいた。

今までは、「 [ ] [ ] 」に住んでいた。これからは、「 [ ] [ ] 」に住むことになった。北上の住所に広報等を送ってほしい。

( [ ] 様、電話 [ ] )

## (15) 遠野市

- Q. 土地の件、自分は赤い枠のエリアだが、仮に協力したくない場合はどうなのか。  
→A. 地域の合意が必要なので、区画整理事業には協力して欲しい。
- Q. マストがすでに普及しており、営業が良いのにどうして宅地はダメなのか  
→A. 土地区画整理の事業エリアは、住宅地、シビックゾーンとしての整備をしたいと考えているところである。
- Q. 商売やっているところは早く事業を再開するため、上下水道だけ整備すれば良いと考えている。  
→A. 4月以降、個別に相談したい。
- Q. スケジュールについて、防集は25年ということだがどうなのか。  
→A. 実際には順に整備ができたところからとなる。
- Q. 堤防の整備と一緒に進める必要があるのではないかと  
→A. 県では、堤防の整備については、5年とっている。その前は、浸水リスクがあるが、同時進行で住宅再建を進めていく考え方である。住民の希望があることから、桜木町、花輪田等、町としては建築を認めたいと考えている。
- Q. 防潮堤が前提にも関わらず、防潮堤ができる前に住宅を再建するのは危険では。  
→A. 早く建築したいという意向も踏まえて、どのように津波のリスクと向き合うか、その点も含めて再建を進めたいと考えているところである。
- Q. 減歩、換地をするというが、集団移転にしてはどうなるのか。  
→A. 町が単独で買い上げることになるので、苦しい。赤い部分に住む方、売りたい人もあるが、住みたい意向もある。今回の計画案は、それらの意向に答える形になっている。
- Q. 価値が下がることが懸念される。  
→A. 防潮堤によって防げない部分があり、防集事業を導入するに至った。
- Q. 仮設住宅は1年延長になると聞いているが、民間の住宅を借りている場合、伸ばして欲しくないはどうか。  
→A. みなし仮設、仮設住宅共に2年間としていたが、厳しいという判断で、町は延長を国に要請しているところである。平野復興大臣、みなし仮設についても、延長を国交省に働きかけている状況にある。
- Q. 堤防の建設について、現在の状況であれば、同規模な津波が来た場合、津波が来る恐れが

あるのではないのか。堤防もそうだが、道路の整備、避難路など、もっと急ぐべきと考えるが、どんな状況か。

→A. 県は防潮堤の設計を検討しているところである。景観への配慮についても検討中である。安渡の線形は町の要望を伝えているところである。できるまでは、安全を確保するような対応を考えているところである。

・インフラ整備については、三枚堂、大ケロにおいて、避難道の整備を行う。新しい高台移転先とのアクセスなど、優先度の高い部分の整備を進める。高台移転先、住まいを中心に整備を図ることで、対応を進めているところである。

Q. 末広町だが、家を建てられるのか。

→A. 順に手続きを進めるので、住宅建設は、平成 26 年の 12 月ころになる見通しである。合意形成が必要であり、また盛り土とインフラ整備があるので、どうしても時間がかかることになる。なお、工区の設定や工事の順序については、まだ分からない。

Q. 元北小の裏山の活用については、どうなるのか。

→A. 新しい小中学校について整備をして欲しいという声があり、まちとして検討しているところである。

Q. 今日の説明では、繰り返し「原則」という言葉が出てくる。ということは、例外はあることを前提としているものか。土地区画整理事業のエリアの住民がどうしても高台に移転したい場合はどうなのか。

→A. 区画整理の事業エリアに住む方の高台移転はない。土地の買い上げもない。ただし、公営住宅、公園など公共用地として活用する場合、買い上げになる場合があり得る。

## ●ご質問・ご意見

● 町民の生命と財産を守りきれない計画は受け入れられません。

● 町外に住宅を建築する場合、保障や利子補給はできますか？

( 様、震災前 現住所 )